

(案)

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団標準委託契約書

- 1 委託業務の名称 彩の国さいたま芸術劇場施設管理業務
- 2 履行場所 埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号
- 3 履行期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
- 4 委託金額 金 円
上記委託金額のうち契約本体額 金 円
消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契約保証金 契約金額の10分の1以上
※財務規則事務処理要綱第20条第2項に該当する場合は免除
- 6 その他特定条件 支払いは支払内訳表による精算払いとする。
なお、本契約は双方異議がなければ令和6年度まで継続する。
契約内容の見直しを希望する場合は、双方とも履行期間終了の3か月前までに申し出るものとする。

上記の委託業務について、発注者公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団と、受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号
氏名 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
理事長 竹内文則 印

受注者 住所
氏名 印

委託料支払内訳書
(彩の国さいたま芸術劇場施設管理業務)

(単位 : 円)

区 分	契約本体額	消費税及び地方 消費税の額	支払金額 (消費税含む)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
支払金額合計			

※ 支払いは月毎の精算払いとする。

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団標準委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この約款における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 受注者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確實と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、補償の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変

更することができる。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、委託業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第6条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第8条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求める、業務

の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならぬ。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前二項の規定を適用する。
- 4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならぬ。

(委託金額の支払い)

第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託金額を支払わなければならぬ。

(履行遅延の場合の違約金)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第14条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止

法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委託金額（契約の変更により委託金額に変更があった場合は当該変更後の額）の2分の1に相当する額（円未満切り捨て）を、当該損害賠償の限度額とする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この場合における損害賠償を請求できる額は、委託金額（契約の変更により委託金額に変更があった場合は当該変更後の額）の2分の1に相当する額（円未満切り捨て）を限度とする。

（秘密の保持等）

第18条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（従事者の監督）

第19条 受注者は、本契約に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年12月21日条例65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定を周知し従事者から別記様式の誓約書を提出させなければならない。

2 受注者は、前項の規定により従事者から誓約書を受領したときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。

3 受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して第21条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（損害のため生じた経費の負担）

第20条 本契約の履行に関し、個人情報の取り扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、発注者が負担するものとする。

（安全確保の措置）

第21条 受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど、必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第22条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本契約以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本契約終了後においても同様とする。

（提供を受ける者に対する措置要求）

第23条 受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第24条 受注者は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第25条 受注者は、本契約を行わなくなったときは、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者の立ち会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

- 3 前2項の規定は、受注者が本契約を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

（再委託をする場合）

第26条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨に則り、その扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、その第三者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 受注者が第三者に本契約を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（取り扱い状況の報告等）

第27条 受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 発注者は、受注者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第28条 受注者は、本契約の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全に係る場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。

3 受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

(定めのない事項等)

第29条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別記様式)

誓 約 書

私は、彩の国さいたま芸術劇場（又は埼玉会館）の（委託業務名）業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に關し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、彩の国さいたま芸術劇場（又は埼玉会館）の（委託業務名）業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、芸術文化の向上及び県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき彩の国さいたま芸術劇場（又は埼玉会館）の（委託業務名）業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者

令和　　年　　月　　日

住 所

氏 名 印

業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務委託に係る共通の仕様を示すものであって、実施に当たっては誠意を以て行うものとする。

1 法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たって、関係法令及び発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。特に関係法令に定められた諸手続（許可、届出等）を遅滞なく行うこと。

2 書類の提出

受注者は、発注者の定める様式により、別表の書類を作成し、これを監督員に提出し、承認を受けるものとする。

3 一般事項

受注者は、監督員の承認を受けた工程表、実施計画書に従い、委託業務の円滑な進行と適正な管理を行わなければならない。

ア 受注者は、委託業務実施の就業時間については、あらかじめ発注者と協議するものとする。

イ 受注者は、委託業務実施に際し、騒音、振動、悪臭等公害の発生を防止し、現場付近居住者との間に紛争を起こさないよう、常に配慮しなければならない。

4 監督員に従う責務

受注者は、発注者の指定した監督員の指示に従い、誠実に業務を実施しなければならない。

5 業務従事者の確保、業務の実施

（1）受注者は、契約の履行を期するため、「業務委託特記仕様書」に定めるとおり、業務の遂行に適した者を厳選して、配置するものとする。

（2）受注者は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

6 現場責任者の選任

受注者は、業務の実施に当たり、受注者を代理する現場責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

なお、業務実施者が多数になる場合は、現場責任者は、業務実施者の中から必要な人数の副現場責任者を自己の管理下に選任し、責任者の役割を補助させるものとする。

現場責任者の役割

- ア 業務の実施に関する責任
- イ 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整
- ウ 業務仕様書に基づく細部事項の打合わせ
- エ 業務に従事する受注者の者の管理及び指揮監督

7 規律の維持

- (1) 受注者は、業務に従事する者の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。
- (2) 受注者は、「業務委託特記仕様書」に定める業務の遂行に適した制服を着用させるものとする。
- (3) 受注者は、会社名及び氏名を表示した名札を着用させ、受注者の従業員であることを明確にするものとする。

8 安全管理

- (1) 受注者は、業務委託の実施に当たり、安全管理と事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、足場及び表示等を設けなければならない。

9 関連委託業務等の調整

発注者は、受注者の実施する委託業務が、発注者の発注に係る第三者の実施する他の委託業務又は工事と密接に関連する場合において、必要があるときはその実施につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は発注者の調整に従い、第三者の行う委託業務又は工事の円滑な実施に協力しなければならない。

10 業務の計画及び実施報告

- (1) 受注者は本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施するものとする。ただし、発注者において、実施上異議があるときは、発注者、受注者協議するものとする。
- (2) 受注者は、業務を実施したときは、日誌、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を発注者に報告するものとする。
- (3) 発注者は、受注者に対して隨時業務の実施状況の報告を求めることができる。

11 業務の実施責任

受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は責任者の注意を欠いたために不完全な実施がされたと発注者が認めた場合、受注者は発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完しなければならない。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りでない。

12 実施の確認

受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する監督員の確認を受けるものとする。

13 異常又は事故報告

- (1) 受注者及び、業務に従事する受注者の者は、建物本体、付帯施設・設備等の委託対象に損傷、又は不良箇所等、異常が認められたときは、その旨を直ちに発注者に連絡するものとする。
- (2) 事故等が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、発注者に書面により報告するものとする。

14 その他

業務の実施に当たっては、次の事項に注意するものとする。

- ア 火気の使用に当たっては十分に注意するものとする。
- イ 電気、ガス、水の使用に当たって、極力節約に努めるものとする。
- ウ 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えるよう注意するものとする。
- エ 業務の履行に鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。
- オ 貸与を受けた鍵は慎重に取り扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。
- カ 控室、休憩室及び器具の保管については、衛生に留意して常に整理・整頓しておくものとする。

15 協議

この共通仕様書に定めがない事項及びこの共通仕様書に関し疑義が生じた時は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

別表

番 号	名 称	部 数
1	現場責任者・技術管理者通知書	1 部
2	委託業務実施工程表・実施計画書	1 部
3	委託業務従事者名簿	1 部
4	打合わせ議事録	1 部
5	委託業務日報	1 部
6	委託業務完了通知書	1 部
7	委託業務報告書	1 部
8	委託業務記録写真	1 部
9	委託業務完了払請求書	1 部
10	事故報告書	隨 時
11	資格証明書	1 部
12	その他必要なもの	隨 時

施設管理業務 特記仕様書

- I 設備管理業務 特記仕様書
- II 電気設備点検業務 特記仕様書
- III 清掃業務 特記仕様書
- IV 植栽管理業務 特記仕様書
- V 環境衛生管理業務 委託特記仕様書

I 設備管理業務 特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。

1 目的及び基本方針

本業務は、設備の機能を常に最良の状態に保ち、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）の安全と快適な環境を確保するとともに、劇場が「県民自らが舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する場」として広く県民に定着し、劇場への反復来場を促進する要素となるものとすること。

2 業務従事者の厳選

業務従事者の選任に当たっては、資格、技能等が業務実施に適した者であることはもとより、劇場の運営に本業務が果たす役割を十分に考慮し、次の点に留意すること。

(1) 研修、訓練、経験等により業務の実施に必要な知識及び技能を持つ者

(2) 劇場のコンセプト、施設概要等の基礎的知識を持つ者

(3) 劇場運営スタッフの一員としての自覚を持つ者

作業に当たっては、「非日常性の空間」を演出するため、次の点に留意すること。

(1) 来場者に好感を与える機敏な作業態度

(2) 来場者に好感を与える作業方法

(3) 来場者に好感を与える制服の着用

(4) 業務従事者間の格差をなくすため、マニュアルの徹底

(5) いつでも臨機に最適な対応を実施できるよう、日常的な育成、指導及び研修の実施

3 業務の対象

劇場の安全と衛生的にして快適な環境を創出維持を図り、諸設備の合理的、かつ経済的な設備管理業務を実施し、劇場の円滑な運営を図るものとする。

業務は、次の設備管理業務とする。

(1) 中央監視制御設備

(2) 電気設備

(3) 空気調和設備

(4) 給排水衛生設備

(5) 防災設備

(6) 建物管理

(7) その他の付帯設備

4 業務の範囲

業務は、劇場に設置されている諸設備の安全な運転操作と適切な保守点検を行い、予防保全に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予告する兆候を察した場合は適切な措置を行い、安全運転の確保並びに設備の耐久化を図ることとする。

業務は、次の事項を実施する。

(1) 設備機器の運転状況の把握及び異常・発停の監視

- (2) 設備機器の発停・運行管理
- (3) 日常巡視点検・整備
- (4) 予防保全による機器の事故発生の防止
- (5) 緊急時（故障・災害時）の指示連絡、対処、措置
- (6) 各日誌・月報、その他点検整備記録等の作成、整理、報告
- (7) 各設備の各種メーター類の検針・立会い・記録・整備
- (8) 重油等の搬入の検針・立会い・記録・整備
- (9) 各設備・建物の軽修理、小修繕、クレーム処理
- (10) 設備機器定期点検整備及びその他業者による作業、検査等の立会い、報告
- (11) 官公庁検査及び改修工事等の立合・報告
- (12) 設備異常時の軽修理、補修、応急措置、緊急連絡網への連絡
- (13) 関係業務との連絡及び調整
- (14) 業務計画の立案
- (15) 管理上必要な官公庁の諸手続きと届出、報告、連絡
- (16) 警備員との連携による日常の防犯、防火、防災対応と災害発生時の緊急対応
- (17) 施設案内の補助
- (18) その他必要なもの

5 業務の実施

(1) 業務の計画立案と実施

業務の実施に当たっては、常に劇場及び関係業務と密接な連絡をとり、ホールの運営状況を考慮し、業務の計画を立案し、緩急自在な組織と機能をもって実施に当たること。

(2) 設備の運転監視業務

設備の運転監視業務に当たっては、省資源、省エネルギーに努めなければならない。特に空気調和関係設備の運転に当たっては、施設の利用状況に加え、四季の外気温や、天候、室温、気流、湿度等に十分な配慮をし、必要に応じて冷暖房、換気、その他適切な手段により常に快適条件に調節し、経済運転に努めた運転管理を行うこと。

(3) 設備の管理基準

設備の管理基準は、別紙設備管理基準の定めるところによる。

- ア 日常管理業務基準
- イ 運転監視基準
- ウ 日常巡視点検基準
- エ 点検・測定・整備
- オ 関係図面の保管と整備

(4) 業務実施計画

ア 業務計画書等の提出

受注者は、業務組織表、業務従事者名簿及び業務計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

イ 持ち込み備品表の提出

受注者は、業務の履行に必要な持ち込み機材は、一覧表を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(5) 施設関係の測定及び記録

受注者は、発注者が認めた書式による点検表、日誌等を作成し、監督員に提出する

ものとする。

- ア 運転日誌、作業日誌
- イ 日常巡視点検日誌
- ウ 各点検・整備記録
- エ 事故発生報告書
- オ 設備機器台帳
- カ 工具・計器台帳
- キ 業務連絡表
- ク 関係図面の整備、書類の保管
- ケ 設備管理月報・年報
- コ その他必要なもの

(6) 点検等の結果に対する処理

点検等の結果、不備な箇所や状態を発見した場合は、必要な清掃、調整、補修等の措置を施す。

故障の程度により復旧が困難な場合は、速やかに監督員に報告し、専門業者の修理等の際は立ち会い、その処理に全力をあげるものとする。

6 業務期間及び業務時間

業務期間及び業務時間は、次のとおり行う。

- (1) 4月1日から翌年の3月31日までの毎日、午前8時から午後11時までの間、実施すること。ただし、原則として12月29日から翌年の1月3日までを除く。12月29日から翌年の1月3日までの期間においても、発注者が必要と認めた場合は、速やかに体制を整え、業務を実施できるようにすること。
- (2) 緊急時の対応
業務時間外であっても、故障・事故・災害・緊急な運営時間の延長等の場合は対応するものとする。
- (3) 劇場の運営状況に合わせて、必要な範囲に適切な設備管理を実施できるようにすること。
- (4) 発注者が業務遂行上変更等の必要を認める場合、受注者は、その指示により業務日及び業務時間を調整するものとする。

7 人員の確保及び有資格者

- (1) 受注者は、業務履行上必要な有資格者で、必要な人員を常駐させなければならない。
- (2) 受注者は、業務従事者の中から現場管理者を定め、これを常に配置しなければならない。ただし、現場管理者が不在のときは、副管理者が代行する。
- (3) 受注者は、業務責任者を常に置かなければならぬ。ただし、業務責任者に事故があるときは、副責任者が代行する。

8 改善義務

発注者は、委託業務に関して調査し又は報告を求め、必要のあるときは、改善を求めることができるものとする。

この場合、受注者は、直ちにこれに応じてこの結果を報告しなければならない。

9 業務従事者に対する異議

発注者は委託業務の遂行に当たって、受注者の業務従事者について著しく不適当と認める者があるときは、受注者に対しその事由を明示し、当該業務従事者の交替に関し要求することができる。

10 危害及び損害予防措置

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は、直ちに発注者に報告しなければならない。

11 損害賠償責任

受注者は、業務遂行上、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責務に帰する場合を除き、その賠償責任を負う。

12 管理運営事業への参画

受注者は、劇場が実施する消防訓練及び管理運営会議等の施設管理運営上、必要な事業に参画しなければならない。

13 作業計画予定表

受注者は、あらかじめ監督員と協議の上、月間の作業予定表を作成し、前月の25日までに発注者に提出するものとする。また、作業実施後は、作業実施報告書を作成し、翌月の10日までに監督員に提出するものとする。

14 緊急時の処置

故障の早期発見、事故の未然防止に努めるとともに、火災・停電・断水・その他災害が発生した場合は速やかに関係部署と連絡し、適格な措置を行うものとする。

15 負担区分

- (1) 業務を履行するために必要な電気・水道・ガス等は、発注者の負担とする。
- (2) 業務を履行するための机、ロッカー、資材置場等は、発注者において提供する。
- (3) 業務実施のため必要な工具、測定器、消耗品等は、受注者の負担とするが、発注者が認めた場合、この限りではない。ただし、資材、電球、工作機械、機械部品、燃料等については、発注者の負担とする。
- (4) 業務の履行のために必要な、官公庁への手続費用等については、受注者の負担とする。

16 疑義の解決

この特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議によりこれを処理するものとする。

17 業務の引継

受注者は次年度の業務委託契約において受託者とならなかつたときには、後の受託者に対し、業務を行う際、支障のないよう業務の引継を行わなければならない。

18 関係法令の遵守

設備管理の業務に当たっては、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、劇場の安全と快適な環境の保持に努めるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 建築基準法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 電気事業法
- (6) 電気通信事業法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

II 電気設備点検業務 特記仕様書

この委託業務は、電気設備の機能を正常かつ円滑に稼動できるように維持管理し、施設の安全管理と劇場の円滑な運営を図るために行うものである。

(委託業務の範囲)

第1条 委託業務の範囲は、電気設備の定期点検業務である。この特記仕様書は業務の大要を示すもので、設備の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、彩の国さいたま芸術劇場自家用電気工作物保安規程に基づき、次のとおりとする。

(1) 業務の対象となる自家用電気工作物の概要

ア 契約電力 1,200 kW (見直しを行った場合は、見直し後の契約電力)

イ 受電電圧 6,600 V (2回線受電)

ウ 発電容量 950 kVA

エ 発電電圧 6,600 V

オ 受変電設備

引込施設

自家用発電設備

主変電設備

1Fサブ変電室

2Fサブ変電室

3Fサブ変電室

床機構変電室

吊物機構変電室

カ 配電・分電設備

(2) 自家用電気工作物定期点検

受変電設備、配電・分電設備の全般を点検し、整備・調整・清掃を行い、障害発生の防止及び機能を維持するための適切な処置を行う。

(3) 点検内容等

業務の対象機器とその点検内容及び設置場所は、それぞれ別紙1、別紙2のとおりとする。

(4) 特別点検

年次計画に基づき次の機器について精密点検を行う。

真空遮断器 (VCB) 5年間で計17台

(留意事項)

第3条 留意事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の実施に当たり、事前に施設概要を把握し、監督員立合いの上実施する。

(2) 業務実施日時は、監督員と協議の上定める。なお、当日の天候等により業務の実施

が困難と考えられる場合は、監督員と協議し決定する。

- (3) 作業実施に当たっては、停電を確認後、電気設備の安全措置を行い、事故のないよう十分に注意の上実施する。
- (4) 業務実施中発見した異常等で、軽微なものについては補修する。
- (5) 電子機器等を含む回路については、機器破損等を起こさないように、十分注意する。
- (6) 機器は校正されたものを使用する。
- (7) 業務の実施に必要な仮設照明・動力電源等は受注者において準備する。ただし、発注者において供給できる場合にあっては、無償にて供給するものとする。
- (8) 業務の実施に当たり、当劇場の公演日程等を考慮する。

(関係法令の遵守)

第4条 業務の履行に当たり、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、当劇場の安全と快適な環境の保持に努めるものとする。

- (1) 電気事業法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 消防法

III 清掃業務 特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。

1 目的及び基本方針

本業務は、劇場の衛生的環境を常に最良の状態に保ち、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）の安全かつ衛生的で快適な環境を確保することとともに、劇場が「県民自らが舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する場」として広く県民に定着し、県民の劇場への反復来場を促進する要素となるものとする。

2 業務従事者の厳選

業務従事者の選任に当たっては、資格、技能等が業務実施に適した者であることはもとより、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮し、次の点に留意しなければならない。

- (1) 研修、訓練、経験等により業務の実施に必要な知識及び技能を持つ者
- (2) 劇場のコンセプト、施設概要等の基礎的知識を持つ者
- (3) 来場者の立場に立った接遇知識を持つ者
- (4) 劇場運営スタッフの一員としての自覚を持つ者

作業に当たっては、「非日常性の空間」を演出するため、次の点に留意するしなければならない。

- (1) 来場者に好感を与える機敏な作業態度
- (2) 来場者に好感を与える作業方法
- (3) 来場者に好感を与える制服の着用
- (4) 来場者に好感を与える接遇の実施
- (5) 業務従事者間の格差をなくすため、マニュアルの徹底
- (6) いつでも臨機に最適な対応を実施できるよう、日常的な育成、指導及び研修の実施

3 業務の対象

業務の対象は、劇場の建物及び構内の床面、壁面、扉及び間仕切等の造作並びに灰皿、屑入れ、その他配置された什器備品、便所等の衛生設備、駐車場、屋上、外回り、外壁、窓ガラスとする。

4 業務の範囲

業務は、次の清掃作業とし、別紙清掃業務実施基準の定めるところにより、業務を実施するものとする。

- (1) 日常清掃作業
- (2) 定期清掃作業
- (3) 特別清掃作業
 - ア ガラス清掃
 - イ ブラインド清掃
 - ウ 照明器具清掃

- 工 納排気口、換気扇清掃
- オ シャッター清掃
- カ レストラン外壁化粧パネル清掃
- キ ホールサイン清掃
- ク 与野本町駅前公園内彫刻清掃
- ケ 除塵清掃

5 業務の実施

(1) 業務の計画立案と実施

業務の実施に当たっては、常に劇場及び関係業務と密接な連絡をとり、ホールの運営状況を考慮し、業務の計画を立案し、緩急自在な組織と機能をもたなければならぬ。

(2) 業務実施計画

ア 業務計画書等の提出

受注者は、業務組織表、業務従事者名簿及び業務計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

イ 持ち込み備品表の提出

受注者は、業務の履行に必要な持ち込み機材は、一覧表を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

6 業務期間及び業務時間

業務期間及び業務時間は、次のとおり行う。

(1) 日常清掃

4月1日から翌年の3月31日までの毎日。ただし、原則として12月29日から翌年の1月3日までを除く、午前8時から午後10時までの間、毎日運営している施設のため、業務は、劇場運営の支障にならないことはもとより、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮した実施時間及び実施方法によるものとする。

(2) 定期清掃・特別清掃

受注者が策定し、発注者の承認をうけた実施計画によるが、実施計画策定及び業務の実施に当たっては、原則として12月29日から翌年の1月3日までを除き、午前8時から午後10時までの間、毎日運営している施設のため、劇場運営の支障にならないことはもとより、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮した実施時間及び実施方法によるものとすること。

(3) 発注者が業務遂行上変更等の必要を認める場合、受注者は、その指示により業務日及び業務時間を調整するものとする。

7 臨機の措置

受注者は、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮した上で、状況に応じた適切な措置を臨機にとるものとする。

8 人員の確保及び有資格者

- (1) 受注者は、業務履行上必要な有資格者で、必要な人員を常駐させなければならない。
- (2) 受注者は、業務従事者の中から現場管理者を定め、これを常に配置しなければならない。ただし、現場管理者が不在のときは、副管理者が代行する。

(3) 受注者は、業務責任者を常に置かなければならない。ただし、夜間及び業務責任者に事故があるときは、副責任者が代行する。

9 改善義務

発注者は、委託業務に関して調査し又は報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができるものとする。この場合、受注者は、直ちにこれに応じてこの結果を報告しなければならない。

10 業務従事者に対する異議

発注者は委託業務の遂行に当たって、受注者の業務従事者について著しく不適当と認める者があるときは、受注者に対しその事由を明示し、当該業務従事者の交替に関し要求することができる。

11 危害及び損害予防措置

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は直ちに発注者に報告しなければならない。

12 損害賠償責任

受注者は、業務遂行上、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責務に帰する場合を除き、その賠償責任を負う。

13 管理運営事業への参画

受注者は、劇場が実施する消防訓練及び管理運営会議等の施設管理運営上、必要な事業に参画しなければならない。

14 作業計画予定表

受注者は、あらかじめ監督員と協議の上、月間の作業予定表を作成し、前月の25日までに発注者に提出するものとする。また、作業実施後は作業実施報告書を作成し、翌月の10日までに監督員に提出するものとする。

15 緊急時の処置

施設の損傷等の異常の早期発見、事故の未然防止に努めるとともに、火災・停電・断水・その他災害が発生した場合は速やかに関係部署と連絡し、適格な措置を行うものとする。

16 守秘義務

受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

17 負担区分

- (1) 業務を履行するために必要な電気・水道・ガス等は、発注者の負担とする。
- (2) 業務を履行するための控室、机、ロッカー、資材置場は、発注者が提供する。
- (3) 業務実施のため必要な機械器具、資材（ワックス、滑防止剤、ウエス、潤滑油、剥

離材等)、消耗品(トイレットペーパー、ビニール袋、石鹼類、消臭剤、床洗剤等)については、受注者の負担とする。

(4) 清掃業務の結果集積された一般廃棄物の回収・処分については、受注者の負担とする。

なお、産業廃棄物の回収・処分はこの限りでない。

(5) レストラン、カフェテリア及び各ホールビュッフェの廃棄物の回収・処分は、本業務に含まない。

(6) 業務の履行のために必要な、官公庁への手続費用等については、受注者の負担とする。

18 疑義の解決

この特記仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議により、これを処理するものとする。

19 業務の引継

受注者は次年度の業務委託契約において受託者とならなかつたときには、後の受託者に対し、業務を行う際、支障のないよう業務の引継を行わなければならない。

20 関係法令の遵守

清掃業務に当たっては、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、劇場の安全と快適な環境の保持に努めるものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

IV 植栽管理業務 特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。

1 目的及び基本方針

本業務は、劇場全体の景観を整えるとともに、樹木の美観維持を常に最良の状態に保ち、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）の快適な環境を確保するとともに、劇場が「県民自らが舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する場」として広く県民に定着し、劇場への反復来場を促進する要素となるものとする。

2 業務従事者の厳選

業務従事者の選任に当たっては、資格、技能等が業務実施に適した者であることはもとより、劇場の運営に本業務が果たす役割を十分に考慮し、次の点に留意しなければならない。

- (1) 研修、訓練、経験等により業務の実施に必要な知識及び技能を持つ者
- (2) 劇場運営スタッフの一員としての自覚を持つ者

作業に当たっては、「非日常性の空間」を演出するため、次の点に留意すること。

- (1) 来場者に好感を与える機敏な作業態度
- (2) 来場者に好感を与える作業方法
- (3) 来場者に好感を与える制服の着用

3 業務の対象

業務は、次のとおりとする。

- (1) 樹木剪定
- (2) 中木剪定
- (3) 寄植剪定
- (4) 芝生管理
- (5) 円形プランター管理
- (6) 除草
- (7) 樹木の灌水

4 業務の実施

- (1) 業務の計画立案と実施

業務の実施に当たっては、常に劇場及び関係業務と密接な連絡をとり、ホールの運営状況を考慮し、業務の計画を立案し、緩急自在な組織と機能をもたなければならぬ。

- (2) 植栽管理基準

受注者は、別紙植栽管理基準の定めるところにより、業務を実施するものとする。

- (3) 業務実施計画

受注者は、業務組織表、業務従事者名簿及び業務計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 植栽管理関係の計画及び記録

受注者は、発注者が認めた書式による点検表、日誌等を作成し、監督員に提出するものとする。

- ア 月間管理計画
- イ 年間管理計画
- ウ 点検・整備記録
- エ 事故発生報告書
- オ 業務連絡表
- カ その他必要なもの

5 業務の実施期間

原則として12月29日から翌年の1月3日までを除き、午前8時30分から午後10時00分までの間、毎日運営している施設のため、業務は、劇場運営の支障にならないことはもとより、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮した実施時間及び実施方法によるものとする。

6 改善義務

発注者は、委託業務に関して調査し又は報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができるものとする。この場合、受注者は、直ちにこれに応じてこの結果を報告しなければならない。

7 危害及び損害予防措置

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は、直ちに発注者に報告しなければならない。

8 損害賠償責任

受注者は、業務遂行上、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責務に帰する場合を除き、その賠償責任を負う。

9 緊急時の処置

施設の異常の早期発見、事故の未然防止に努めるとともに、火災・停電・断水・その他災害が発生した場合は、速やかに関係部署と連絡し、適格な措置を行うものとする。

10 守秘義務

受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 負担区分

- (1) 業務を履行するために必要な電気・水道・ガス等は、発注者の負担とする。
- (2) 本業務実施のため必要な機械器具、肥料、薬剤、消耗品等は受注者が負担する。
- (3) 樹木等の搬出処理

業務実施において発生する芝、樹木などの刈り屑等は、受注者の債務において処理すること。

12 疑義の解決

この特記仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議により、これを処理するものとする。

13 関係法令の遵守

植栽管理の業務に当たっては、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、劇場の安全と快適な環境の保持に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 労働安全衛生法

V 環境衛生管理業務 特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。

1 目的及び基本方針

本業務は、劇場の衛生的環境を常に最良の状態に保ち、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）の安全かつ衛生的で快適な環境を確保することとともに、劇場が「県民自らが舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する場」として広く県民に定着し、県民の劇場への反復来場を促進する要素となるものとする。

2 業務従事者の厳選

業務従事者の選任に当たっては、資格、技能等が業務実施に適した者であることはもとより、劇場の運営に本業務が果たす役割を十分に考慮し、次の点に留意しなければならない。

- (1) 研修、訓練、経験等により業務の実施に必要な知識及び技能を持つ者
- (2) 劇場のコンセプト、施設概要等の基礎的知識を持つ者
- (3) 劇場運営スタッフの一員としての自覚を持つ者

作業に当たっては、「非日常性の空間」を演出するため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 来場者に好感を与える機敏な作業態度
- (2) 来場者に好感を与える作業方法
- (3) 来場者に好感を与える制服の着用
- (4) 業務従事者間の格差をなくすため、マニュアルの徹底
- (5) いつでも臨機に最適な対応を実施できるよう、日常的な育成、指導及び研修の実施

3 業務の対象

劇場の安全と衛生的にして快適な環境の創出維持を図り、劇場の円滑な運営を図るものとする。

業務は、次の環境衛生管理業務とする。

- (1) 環境衛生管理業務
- (2) 空気環境測定業務
- (3) 水質検査管理業務
- (4) 受水槽等清掃業務
- (5) ねずみ・昆虫等の生息実体調査及び被害調査業務
- (6) ばい煙測定業務
- (7) 館内消毒業務

4 業務の範囲

劇場の利用者に対し、常に安全で衛生的な室内環境を維持するために、環境測定等を実施し、かつ環境の調整を行い、良好な環境の保全に努める。

業務は次の事項を実施する。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく業務
- (2) 水道法に基づく業務

- (3) 大気汚染防止法に基づく業務
- (4) 建築物環境衛生管理技術者の選任・届出
- (5) 公害防止主任者及び公害防止主任者の代理者の選任・届出
- (6) 特定建築物についての届出書類等の作成
- (7) 関係書類の備付け
- (8) 管理業務計画の立案、実施及び報告
- (9) 管理業務に関する実施と立ち会い、その結果の評価
- (10) 環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施、その結果の評価
- (11) 環境衛生管理に必要な書類の作成及び関係関係図書の保管と整備
- (12) 環境衛生管理に必要な指導、助言
- (13) 関係業務上必要な官公庁の諸手続と届出、報告、連絡
- (14) 関係業務との連絡及び調整

5 業務の実施

(1) 業務の計画立案と実施

業務の実施に当たっては、常に劇場及び関係業務と密接な連絡をとり、ホールの運営状況を考慮し、業務の計画を立案し、緩急自在な組織と機能をもたなければならぬ。

(2) 環境衛生管理基準

受注者は、別紙環境衛生管理基準の定めるところにより、業務を実施するものとする。

(3) 業務実施計画

受注者は、業務組織表、業務従事者名簿及び業務計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 建築物環境衛生管理技術者の選任

受注者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定に基づき、劇場に係る建築物環境衛生管理技術者を受注者の従業員の中から選任しなければならない。

(5) 公害防止主任者等の選任

受注者は、「埼玉県公害防止条例」の規定に基づき、劇場に係る公害防止主任者及び公害防止主任者の代理者を受注者の従業員の中から選任しなければならない。

(6) 環境衛生管理関係の測定及び記録

受注者は、発注者が認めた書式による点検表、日誌等を作成し、監督員に提出するものとする。

ア 月間管理計画

イ 年間管理計画

ウ 測定・点検・整備記録

エ 事故発生報告書

オ 業務連絡表

カ その他必要なもの

6 業務の実施期間

原則として12月29日から翌年の1月3日までを除き、午前8時30分から午後10時00分までの間、毎日運営している施設のため、業務は、劇場運営の支障にならないことはもとより、劇場運営に本業務が果たす役割を十分に考慮した実施時間及び実施方法によるものとする。

7 改善義務

発注者は、委託業務に関して調査し又は報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができるものとする。この場合、受注者は、直ちにこれに応じてこの結果を報告しなければならない。

8 危害及び損害予防措置

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は、直ちに発注者に報告しなければならない。

9 損害賠償責任

受注者は、業務遂行上、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責務に帰する場合を除き、その賠償責任を負う。

10 緊急時の処置

施設の異常の早期発見、事故の未然防止に努めるとともに、火災・停電・断水・その他災害が発生した場合は、速やかに関係部署と連絡し、適格な措置を行うものとする。

11 守秘義務

受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

12 負担区分

- (1) 業務を履行するために必要な電気・水道・ガス等は、発注者の負担とする。
- (2) 本業務実施のため必要な機械、測定器、薬剤、消耗品等は受注者が負担する。
- (3) 業務の履行のために必要な、官公庁への手続費用等については、受注者の負担とする。

13 疑義の解決

この特記仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議により、これを処理するものとする。

14 関係法令の遵守

環境衛生管理の業務に当たっては、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、劇場の安全と快適な環境の保持に努めるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 水道法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針